

高額療養費の外来年間合算について

70歳以上の一般区分または低所得者区分の方が対象

平成29年8月診療分より70歳以上の方の高額療養費における一般区分(標準報酬月額26万円以下)については、外来診療の自己負担限度額の上額が12,000円から14,000円、平成30年8月診療分からは18,000円と変更されました。
外来年間合算とは、この上限額の見直しに伴い、年間を通して外来特例に該当するような長期療養を受けている方の負担が増えないよう配慮する観点から新たに創設された制度です。



1 対象者

基準日(7月31日)の時点で外来診療を受けた70歳以上の方

*ただし基準日(7月31日)の時点で一般区分または低所得者区分であること

2 計算の対象となる期間

8月1日～翌年7月31日

*初年度は平成29年8月1日～平成30年7月31日

*死亡の場合は死亡日を計算期間の最終日(基準日)とみなします。

3 支給額

外来診療分が上記の計算期間の間に、一般区分または低所得者区分であった期間の自己負担額の通算額が144,000円を超えた場合は、その差額を年間上限の高額療養費として支給します。

例 毎月、外来診療で14,000円(年間で168,000円負担した場合)

168,000円 - 144,000円 = 24,000円

24,000円を年間上限の高額療養費として支給します。

*通算される額は、外来診療を受けた患者(一般および低所得者の方に限る)単位に自己負担額を通算します。なお、月額の世界合算の高額療養費が支給されている場合は、他の自己負担額との割合に応じて、自己負担額を減じることになります。

4 手続き

基準日(通常は7月31日)から過去1年の間、当組合に加入されている場合は当組合にて自動払い(事業所経由)となりますので、**手続きの必要はありません。**

ただし、計算対象期間に当組合と他の保険者の両方に加入していた場合は、各保険者での自己負担額を計算し、その合計額が年間上限額を超える場合は、その差額を各保険者で自己負担額に応じ按分して支給することになりますので別途申請が必要となります。

申請書(「高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」)は当組合ホームページからダウンロードすることも可能です。または、下記問い合わせ先にご連絡ください。



問合せ

組合本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)